（監事の報酬等に関する議案）

第百七十二条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が監事の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第百七十二条の二　法第三十九条の六第四項（法第四十一条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が法第三十九条の六第七項（法第四十一条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類には、責任を免除した役員等に与える第九十九条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

（決算書類の承認に関する議案）

第百七十三条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が決算書類の承認に関する議案を総会に提出する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を総会参考書類に記載しなければならない。

一　法第四十一条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項の規定による会計監査人の意見があるとき　その意見の内容

二　理事会（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）の意見があるとき　その意見の内容の概要

（合併契約等の承認に関する議案）

第百七十四条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が合併契約の承認に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　当該組合が第二百十条の二第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）の組合である場合において法第四十七条の四第一項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の決定をした日における第二百十条の二第一項第一号（同号イ及びハからホまでに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四　当該組合が第二百十条の二第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）の組合である場合において法第四十七条の四第一項の決定をした日における第二百十条の二第一項第二号（同号イからニまでに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

五　当該組合が第二百十条の二第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）の組合である場合において法第四十七条の四第一項の決定をした日における第二百十条の二第一項第三号（同号イからニまでに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（監事の報酬等に関する議案）

第百七十二条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が監事の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

（責任免除を受けた役員に対し退職慰労金等を与える議案等）

第百七十二条の二　法第三十九条の六第四項の議決に基づき役員の責任を免除した場合において、理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が法第三十九条の六第七項の承認の議決に関する議案を提出するときは、総会参考書類には、責任を免除した役員に与える第九十九条各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

（決算書類の承認に関する議案）

第百七十三条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が決算書類の承認に関する議案を総会に提出する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を総会参考書類に記載しなければならない。

一　法第四十一条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項の規定による全国連合会の意見があるとき　その意見の内容

二　理事会（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員会）の意見があるとき　その意見の内容の概要

（合併案等の承認に関する議案）

第百七十四条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が合併の承認に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　当該組合が第二百十条の二第一項第一号の組合である場合において法第四十七条の五第一項（法第五十一条の二第七項、第五十二条第六項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の決定をした日における第二百十条の二第一項第一号（同号イ及びハからホまでに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四　当該組合が第二百十条の二第一項第二号の組合である場合において法第四十七条の五第一項の決定をした日における第二百十条の二第一項第二号（同号イからニまでに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

五　当該組合が第二百十条の二第一項第三号の組合である場合において法第四十七条の五第一項の決定をした日における第二百十条の二第一項第三号（同号イからニまでに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要